

医療的ケア児在宅レスパイト事業の概要について

1 事業概要

在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイト（休息）を図るため、訪問看護ステーションその他の訪問看護を行う医療機関が、医療保険に基づく訪問看護の時間を超えて在宅の医療的ケア児への一定時間の医療的ケア及び療養上の介助を行った場合に、その報酬等の一部を助成する。

2 効果

人工呼吸器や経管栄養の処置、喀痰吸引などの医療的ケアを必要とするこどもの育児は、24 時間体制でケアが必要な場合がほとんどで、家族をはじめとする介護者は、例えば夜間に数時間おきに起きてケアをしなければならないなどのほか、将来への不安など、体力的・精神的に大きな負担を抱えている。

また、医療的ケア児のケアに多くの時間が割かれることで、自分自身のことやきょうだい児のことに十分な時間をとることができないという問題も生じている。

この在宅レスパイト事業を行うことにより、医療的ケア児の健康を保持しながら、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図ることができる。

3 対象者

- (1) 横須賀市内に住所を有すること。
- (2) 0 歳から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあること。
- (3) 在宅で同居の家族または介護を行う者による介護を受けて生活していること。
- (4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第 19 条の 4 第 1 項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。
- (5) 訪問看護（健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 88 条第 1 項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。

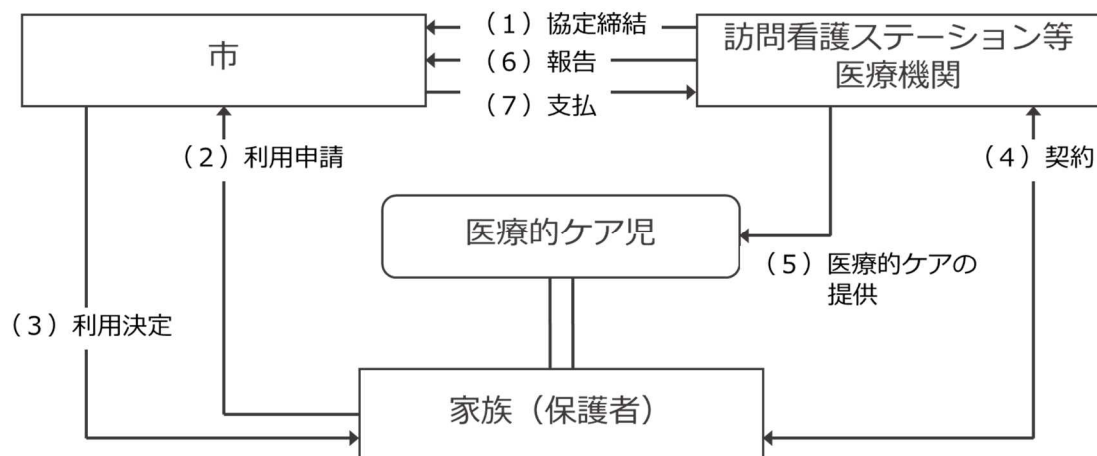
4 利用方法・費用

- (1) 1 年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）内において、48 時間（年度途中からの申請の場合、利用の決定月から 3 月までの残月数（利用の決定月を含む。）に 4 を乗じた時間）を利用限度とする。
- (2) 1 日に 1 回を利用限度とし、1 回当たりの利用時間は 1 時間以上 4 時間以内（30 分単位）とする。
- (3) 利用時間は、契約する訪問看護ステーション等のサービス提供可能な範囲内とする。
- (4) 看護師等の派遣経費は、30 分あたり 4,500 円（税込）とする。
- (5) 原則として利用者負担はないものとする（ただし交通費等の実費やキャンセル料等は、契約する訪問看護ステーション等との取り決めにより自己負担の場合あり）。

5 実施方法

- (1) 市は訪問看護ステーション等と本事業について協定を締結します。
〔「医療的ケア児在宅レスパイト事業協定書」にて協定を締結します。〕
- (2) 家族は「医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）申請書（様式第1号）」により本事業の利用を市に申請します。
- (3) 市は家族に本事業の利用決定通知をします。
- (4) 家族と訪問看護ステーション等は、本事業の利用契約を締結します。
〔サービス提供日の調整は、家族と訪問看護ステーション等の間で行います。〕
- (5) 訪問看護ステーション等が、医療的ケアを必要とする児童の医療的ケアや見守り等を提供します。
- (6) 訪問看護ステーション等は毎月、本事業の実施状況を本市に報告します。
〔実績報告書や請求書等、決められた書式により実施月の翌月15日までに市にご提出ください。〕
- (7) 市は提出された書類を確認後、訪問看護ステーション等に報酬を支払います。

<イメージ図>



6 事業開始時期

令和6年4月以降、体制が整い次第速やかに実施する。